

岐阜県公報

目 次

告 示

救急病院の認定

(医療整備課) 三三三^{ページ}

道路の区域変更

(道路維持課) 三三三

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正

(出納管理課) 三五四

公 示

落札者等に関する公示

(行政管理課) 三五四

土地改良事業計画の変更の適当の決定

(農地整備課) 三五四

土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所) 三五四

土地改良区役員の退任

(同) 三三五

告 示

第 五 百 二 十 一 号

令 和 六 年 八 月 三 十 日

(金曜日)

岐阜県告示第三百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和六年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名	所 在 地	有 効 期 間
飛騨医療センター久美愛厚生病院	高山市中切町一番地一	自令和六・六・三 至令和六・六・四
下呂市立金山病院	下呂市金山町金山九七三番地六	自令和六・八・二 至令和六・八・三

岐阜県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年八月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考
一般 国道	二百四十 八号	多治見市大畑町赤松三三 番一地从 先から 同 市同 町同 二〇 番地先まで	前 後	九・二 三・六	四〇・一 四〇・一	

岐阜県告示第三百五十九号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示（令和二年岐阜県告示第百五十五号）の一部を次のように改正し、令和六年十一月十一日から適用する。

令和六年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

別表今小町支店の項を削り、同表岐阜支店の項中「岐阜高等学校」を「歴史資料館 岐阜高等学校、岐阜盲学校及び岐阜中警察署」に改め、同表高山支店の項中「飛驒農林事務所」の下に「畜産研究所」を、「飛驒教育事務所」の下に「斐太高等学校、飛驒高山高等学校」を、「高山工業高等学校」の下に「飛驒特別支援学校」を加え、同表高山支店エブリデープラザ高山出張所の項を削る。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県現地機関の執務椅子 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和6年6月24日
- 4 落札者を決定した日 令和6年8月6日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市西野町六丁目2番地
株式会社高修

代表取締役 高修 井司

6 落札金額 268,620,000円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

(1) 部門の名称 岐阜県総務部行政管理課管理・業務改善係

(2) 所 在 地 岐阜市鞍田堀二丁目1番1号

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦 覧 期 間
えな土地改良区	えな土地改良区	恵那市役所	令和 六・一〇・一〇から 同 六・一〇・三〇まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土加町木	令和 六・七・一	理事	多治見利宇	加茂郡富加町高畑 六二四番地三七

土加町木	令和 六・七・一	理事	多治見利宇	加茂郡富加町高畑 六二四番地三七
------	----------	----	-------	------------------

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
土加町木	令和 六・七・三	理事	渡 邊 圭 太	加茂郡富加町高畑 六一九番地八

土加町木	令和 六・七・三	理事	渡 邊 圭 太	加茂郡富加町高畑 六一九番地八
------	----------	----	---------	-----------------

土地改良区役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土加町木	令和 六・八・二	理事	加納正俊	美濃加茂市下米田町西脇二二〇七番地

土加町木	令和 六・八・二	理事	加納正俊	美濃加茂市下米田町西脇二二〇七番地
------	----------	----	------	-------------------

土地改良区

令和六年八月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社